

## 65歳超雇用推進助成金

# 「高年齢者評価制度等雇用管理改善コース」について、 令和2年4月1日から支給対象経費と上限額を拡充します

65歳超雇用推進助成金※<sup>1</sup>のうち「高年齢者評価制度等雇用管理改善コース」について、令和2年4月1日から以下のとおり支給対象経費とその上限額を変更する予定です。

※1 厚生労働省ホームページ「65歳超雇用推進助成金」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139692.html>

## 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

(令和2年4月1日以降に雇用管理整備計画書を提出した事業主から適用されます)

### 助成内容

高年齢者の雇用管理制度の整備等を実施した事業主に助成します。

具体的には、高年齢者の雇用の機会を増大するための、次のような措置を実施した事業主に助成します。

- ① 高年齢者の職業能力を評価する仕組みと賃金・人事処遇制度の導入または改善
- ② 高年齢者の希望に応じた短時間勤務制度や隔日勤務制度の導入または改善
- ③ 高年齢者の負担を軽減するための在宅勤務制度の導入または改善
- ④ 高年齢者が意欲と能力を発揮して働けるために必要な知識を付与するための研修制度の導入または改善
- ⑤ 専門職制度など、高年齢者に適切な役割を付与する制度の導入または改善
- ⑥ 法定外の健康管理制度（胃がん検診等や生活習慣病予防検診）の導入 等

### 支給対象経費の追加

支給対象経費は、次のAおよびBの経費とします。

A 雇用管理制度の導入または見直しに必要な専門家等に対する委託費、コンサルタントとの相談に要した経費

B Aのほか、上記「助成内容」のいずれかの措置の実施に伴い必要となる機器、システム及びソフトウェア等の導入に要した経費

**ご注意ください！** 本リーフレットに記載の内容は、令和2年度予算の成立及び雇用保険法施行規則の改正が前提のため、今後、変更になる可能性があります。

## 助成額の変更

助成額は、上記の支給対象経費AおよびBを合わせた額<sup>※2</sup>に次の表の助成率を乗じた額とします。

支給対象経費が50万円を超える場合は、**50万円を上限**とします。

	中小企業事業主 の助成率	中小企業事業主以外 の助成率
生産性要件 <sup>※3</sup> を満たした場合	75%	60%
生産性要件を満たさなかった場合	60%	45%

※2 支給対象経費は、初回に限り50万円とみなします。2回目以降の申請は、AとBを合わせて50万円を上限とする経費の実費を支給対象経費とします。

※3 生産性要件の詳細については、こちらをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html>

## 主な支給要件

- 「雇用管理整備計画書」を（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出して、計画内容について認定を受けていること。
- 上記計画に基づき、高年齢者雇用管理整備の措置を実施し、当該措置の実施の状況及び雇用管理整備計画の終了日の翌日から6か月間の運用状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。
- 雇用管理整備計画書提出日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、高年齢者雇用安定法第8条または第9条第1項の規定と異なる定めをしていないこと。
- 支給申請日の前日において、当該事業主に1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者<sup>※4</sup>であって、講じられた高年齢者雇用管理整備の措置により雇用管理整備計画の終了日の翌日から6か月以上継続して雇用されている者が1人以上いること。
  - ※4 短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除きます。
- 雇用管理整備の措置の実施に要した支給対象経費を支給申請日までに支払ったこと。

### ご注意下さい！

令和元年度の支給要件による支給対象となるのは、以下の期間までに申請窓口<sup>※7</sup>に次の申請書類が提出されたものになります。

① 65歳超継続雇用促進コース



3月31日（火）までに申請窓口  
に支給申請書を提出した場合

② 高年齢者評価制度等

雇用管理改善コース

③ 高年齢者無期雇用転換コース



3月31日（火）までに申請窓口  
に各計画書を提出した場合

郵送による場合は、申請書類が上記期限までに窓口  
に到達したものに限り、（消印日ではなく窓口到達日が期限内であることにご注意ください。）

※7 65歳超雇用推進助成金の相談・申請窓口は、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の各都道府県支部  
高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）です。支部の一覧はこちらをご覧ください。  
<http://www.jeed.or.jp/location/shibu/index.html>